

湯河原町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの町民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、相互の協力によって継続的な共同生活をし、又は継続的に共同生活をするを約束した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 町内の同一住所に居住していること、又は一方が町内に住所を有し、かつ、3月以内に他方が当該住所への転入を予定している若しくは双方が町内の同一住所への転居を予定していること。ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると町長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓をする日（以下「宣誓日」という。）を予約の上、揃って町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 宣誓者は、町長に対して当該宣誓者が本人であることを明らかにするため、

次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、町長が適当と認める書類の提示を求めることにより、本人であることを確認することができる。

4 前条第2号に規定する町内に転入予定である者は、宣誓日から3月以内に、住民票の写し等、町内への転入を証明する書類を町長に提出するものとする。

5 前条第2号に規定する同一住所に居住予定である者は、原則として、宣誓日から3月以内に、住民票の写し等、同居の事実を証明する書類を町長に提出するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名(戸籍上の氏名に代えて広く通用している呼称をいう。)を使用することができる。

2 宣誓者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)(以下「受領証等」という。)に当該宣誓書の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。

2 前条第1項の規定により宣誓書に通称名が使用されたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

(紛失等による再交付の申請)

第7条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、当該受領証等を紛失し、若しくは毀損し、又は改姓し、若しくは改名したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)により、町長に受領証等の再交付を申請することができる。

2 町長は、前項の規定により再交付申請書の提出があった場合は、次条第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は同条第2項の規定により受領証

等が返還されたものとみなしたときを除き、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第8条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて、町長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合であって、一方が転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に町外への転出をするときについては、この限りでない。

- (1) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が町外に転出したとき。
- (3) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。

2 町長は、受領者が次の各号のいずれかに該当することが判明したと認めるときは、宣誓を無効とし、前項の規定により受領証等が返還されたものとみなすことができる。

- (1) パートナーシップを有しないと認めるとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったと認めるとき。
- (3) その他第3条に掲げる宣誓者の要件に該当しないと認めるとき。
- (4) 第4条第4項の規定に反し、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

3 町長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は前項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときは、受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(本人確認)

第9条 第7条第1項の規定により受領証等の再交付を申請しその交付を受けるとき及び前条第1項の規定により受領証等の返還を届け出るときについては、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

(宣誓書の保存期間)

第10条 宣誓書の保存期間は、第8条第1項の規定により受領証等が返還された日又は同条第2項の規定により受領証等が返還されたものとみなした日から起算して5年間とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。